

報告第 33 号

小城市物価高騰に係る医療・介護・福祉・保育施設等支援
金交付要綱について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 12 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

原油価格や物価の高騰により影響を受けている私立保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設に支援金を交付するための必要な事項を定めた小城市物価高騰に係る医療・介護・福祉・保育施設等支援金交付要綱を制定したため報告する。

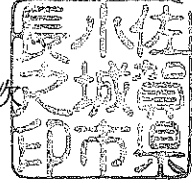


小城市告示第 157 号

小城市物価高騰に係る医療・介護・福祉・保育施設等支援金交付要綱
を次のように定める。

令和 4 年 11 月 24 日

小城市長 江里口 秀次



小城市告示第 157 号

小城市物価高騰に係る医療・介護・福祉・保育施設等支援
金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価の高騰による影響を受ける医療、介護、福祉及び保育の施設等における事業の継続を支援するため、当該施設等に対し、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるところによる。

(支援金の交付対象施設等)

第 2 条 支援金の交付の対象となる施設等（以下「交付対象施設等」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、市長が第 1 条の趣旨に適合しないと認めた施設等については除外する。

区分	交付対象施設等
病院 ・ 診療所 ・ 薬局	・ 医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院、診療所 ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 12 項に規定する薬局

<p>高齢・障がい施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条に規定する事業を行う事業所 ・ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 及び 6 に規定する施設 ・ 老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム ・ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 項の規定に基づく福祉有償運送を行う特定非営利活動法人及び社会福祉法人等 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所 ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 に規定する障害児通所支援事業所 ・ 小城市高齢者に対するあん摩、はり、きゅう等の施術費の助成に関する要綱（平成 17 年告示第 31 号）第 6 条に規定する施術所
<p>教育・保育施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設 ・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業の実施施設
<p>地域型保育・認可外保育施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業を行う施設 ・ 児童福祉法第 59 条の 2 に規定する認可外保育所
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が認める施設

（支援金の額等）

第3条 支援金の額は、1 交付対象施設等当たり 10 万円とする。

2 支援金の交付回数は、区分ごと、1 住所地ごとに 1 交付対象施設等につき 1 回限りとする。

(交付の申請)

第4条 物価高騰に係る医療・介護・福祉・保育施設等支援金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の支援金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定により提出された交付申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付を決定し、申請者に支援金を交付する。

(交付の決定の取消し及び返還)

第6条 市長は、偽りその他の不正な手段により支援金の交付決定を受けた者があるときは、支援金の交付の決定を取り消し、期限を定めてその者から当該助成金の額の全部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年12月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

小城市長 様

申請者

住 所	小城市
施設名	
代表者名	㊟
電 話	()

物価高騰に係る医療・介護・福祉・保育施設等支援金交付申請書

小城市物価高騰に係る医療・介護・福祉・保育施設等支援金の交付を受けたいので、小城市物価高騰に係る医療・介護・福祉・保育施設等支援金交付要綱の規定により以下のとおり申請します。

1 申請額 100,000円

2 振込先金融機関

※該当するところを○で囲んでください。

金融機関名	銀行・農協・金庫・組合									
本店・支店名	本店・支店・支所・出張所									
口座番号	普通	・	当座							
ゆうちょ銀行 (振込受取口座)	店番									
フリガナ										
口座名義人										

申請者と口座名義人が異なる場合は、口座名義人に受領の権限を委任いたします。

--

※ 提出期限までに申請がない場合又は申請書に不備があり市が求める期限までに必要な修正が行われない場合は、支援金の交付を辞退したとみなします。